

障害者福祉の手引きの抜粋

目 次

身体障害者手帳の交付

- (1) 身体障害者の範囲と等級 ----- P 1
- (2) 身体障害者手帳の取得や変更するための手続 ----- P 2

日常生活の援助

- (1) 日常生活用具の給付・貸与 ----- P 3～P 6
- (2) 重度障害者住宅リフォームの助成制度 ----- P 6～P 7

年金・手当・共済制度

- (1) 障害基礎年金 ----- P 8
- (2) 特別障害者手当 ----- P 9

社会参加の促進

- (1) 運転免許取得費用の補助 (2) 自動車改造費用の助成
- (3) 駐車禁止区域内の駐車許可 ----- P10
- (4) 郵便による不在者投票 ----- P11

税金・公共料金等の減免

- (1) 国税 ----- P12
- (2) 地方税 ----- P13～P14
- (3) 運賃の割引 ----- P15～P16
- (4) 公共料金の減免等 ----- P17

特定疾患公費負担制度 ----- P18

障害程度別福祉対策一覧表 ----- P19～P22

身体障害者手帳の交付

(1) 身体障害者（児）の範囲と等級

身体障害者手帳には障害の程度により1級から6級までの区分があります。（肢体不自由については7級に該当する障害が2以上重複するときは6級になります）

手帳の交付をうけることができる障害の範囲は次のとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- ① 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害

3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
- ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

4. 次に掲げる肢体不自由

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- ② 一上肢のおや指を指骨関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

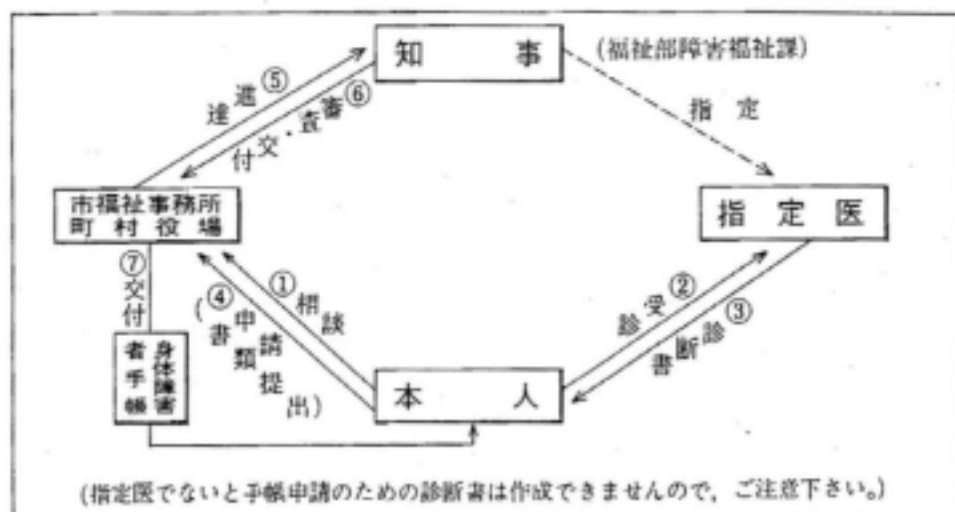
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸又は小腸の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限をうける程度であると認められるもの

(2) 身体障害者手帳の取得や変更するための手続

〈交付申請手続〉

手帳の交付を受けるには、まず、居住地の市町村で相談し、申請に必要な書類（交付申請書・診断書）を受け取り、指定医師の診断を受けてからその市町村で交付申請手続をします。

指定医師については、居住地の市町村でおたずねください。



〈変更・再交付申請手続〉

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

〈返 還〉

手帳の交付をうけた方が死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

〈そ の 他〉

- 1) 手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- 2) 15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。

日常生活の援助

(1) 日常生活用具の給付・貸与

日常生活がより円滑に行われるために、次の障害の種類及び程度にあたる方に対し、必要に応じて日常生活用具が給付されます。ただし、本人及び家族の前年の所得税額に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

(貸与については所得税非課税世帯に限られます。)

〈窓 口〉 市町村又は福祉事務所

〈給付種目〉

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
肢 体 不 自 由 者 向	1 浴 槽	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学齢児以上)	障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるものとし、実用水量150ℓ以上のもの。
	2 湯 沸 器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学齢児以上)	常温において水温を25℃上昇させたとき、毎分10ℓ以上給湯できるもの。
	3 便 器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学齢児以上)	障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)
	4 手 す り	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	5 特殊便器	上肢障害2級以上 (学齢児以上)	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。
	6 特殊マット	① 下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る) (18才以上) ② 下肢又は体幹機能障害2級以上 (3才以上～18才未満)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
	7 特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 (18才以上)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
	8 訓練用 ベ ッ ト	下肢又は体幹機能障害2級以上 (学齢児以上～18才未満)	腕、脚等の訓練のできる器具を具えたもの。
	9 訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上 (3才以上～18才未満)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
	10 電動タイプ ライ ター	① 上肢障害2級以上又は言語・ 肢体複合障害2級以上(文字を 書くことが困難な者に限る。) (18才以上) ② 上肢障害2級以上 (学齢児以上～18才未満)	障害者が容易に使用し得るもの。 (プロテクター等を付帯することができる。)

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
体 不 自 由 者 向	11 ワードプロセッサ	上肢障害2級以上又は言語・肢体複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。) (学齢児以上)	障害者が容易に使用し得るもの。 (プロテクター等を付帯することができる。)
	12 電動歯ブラシ	上肢障害2級以上(手動歯ブラシ使用が困難な者。)	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。
	13 特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) (学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。
	14 入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって家族等、他人の)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。介助を要する者に限る。)(3才以上)
	15 体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって家族等、他人の介助を要する者に限る。) (学齢児以上)	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	16 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)(3才以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助する障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの
盲 人 向	17 盲人用テープレコーダー	視覚障害2級以上 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	18 盲人用時計	視覚障害2級以上(なお音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触試式時計の使用が困難な者を原則とする。)(18才以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	19 盲人用タイムスイッチ	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18才以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	20 盲人用カナタイプライター	視覚障害2級以上 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	21 点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	22 盲人用電卓	視覚障害2級以上(就労している者、主婦又はこれに準ずる者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	23 電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18才以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。

区分	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
盲 人 向	24 盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） （年齢見以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	25 盲人用秤	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） （年齢見以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	26 点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。
	27 盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	28 視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児） （年齢見以上）	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの。
ろ う あ 者 向	29 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） （18才以上）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
	30 ガス警報器	喉頭摘出等により嗅覚機能をそう失した者（喉頭摘出等により嗅覚機能をそう失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18才以上）	ガス漏れを音等により容易に知覚できるもの。
	31 聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発話に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。
	32 文字放送デコーダー	聴覚障害のうち、必要と認められる者	障害者が容易に使用できるもの。
内 部 障 害 者 向	33 透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続併行式腹膜透析法(CAPD)による透析療法を行う者（3才以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	34 酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者（18才以上）	障害者が容易に使用し得るもの。
	35 ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上で吸入加温処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。
共 通	36 火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し外にも警報ブザーで知らせ得るもの。

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
共	37 自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。
	38 緊急通報装置	ひとり暮らしの重度身体障害者（18才以上）	障害者が身につけることが可能でごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの
通	39 重度障害者用意志伝達装置	両上下肢の機能の全喪及び言語機能を喪失した者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者。（18才以上）	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用し得るもの。
	40 携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。

〈貸与種目〉

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能
福 祉 電 話		難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。
フ ァ ッ ク ス		聴覚又は音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（電話（難聴者用の電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。

(2) 重度障害者（児）住宅リフォームの助成制度

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。

〈対 象 者〉

- | |
|--|
| <p>① 下肢又は体幹の障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳をもっている方。
 ② 総合判定 Aの療育手帳をもっている方。
 ③ ①又は②の方で、前年の所得が特別障害者手当の所得制限額を越えない方。</p> |
|--|

〈住宅改造の例〉 台所、浴室、便所、居室、玄関、廊下等

〈助成額〉 改造費用（700,000円を限度）の3/4（525,000円を限度）を助成します。改造費用の1/4及び700,000円を超えた分は自己負担になります。

〈実施対象窓口〉 市町村

(3) 障害者住宅整備資金貸付・利子補給制度

障害者または障害者と同居する世帯に対し、障害者の居室などを増改築または改造するために必要な資金を貸付けています。

〈対象者〉 次の障害を有する者または同居する親族

- (1) 1級から4級の身体障害者手帳を有する児・者
- (2) 療育手帳の(A), Aに該当する精神薄弱児・者
- (3) 上の(1)(2)に準ずる重度障害児・者

〈貸付額〉 貸付金の限度額は、市町村が当該地方における実情に応じて定める適正な額とします。
(年金還元融資資金)

〈返済期間〉 10年以内

〈利率〉 年3%

この制度では、県と市町村が利子補給を行い、貸付利率を3%と低利にして、利用者の負担を少なくしています。

〈実施主体・窓口〉 市町村

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために、必要な資金の貸付けを行っています。ただし、身体障害者世帯に対する貸付けについては、特に低所得世帯であることを要件とせず、さらに身体障害者更生資金（通勤用自動車の購入及び自動車運転の技能取得のための資金）の貸付条件を緩和しています。

年金・手当・共済制度

心身障害児・者またはその養育者に給付される年金・手当などには次のものがあります。

ただし、支給要件となる障害程度などについては目安として示してありますので、くわしくは窓口でおたずねください。

(1) 障害基礎年金

国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障害者になった場合に支給されます。

〈障害程度〉 ※目安として示してあります。くわしくは窓口で。

一級	① 身体障害者手帳の1級～2級に該当する者 ② 療育手帳の(A)、Aに該当する者
二級	① 身体障害者手帳の3級及び4級の一部に該当する者 ② 療育手帳のBに該当する者

認定日において上記障害の程度に該当することが必要です。

〔認定日とは、病気やけがにより、初めて診療をうけた日から1年6カ月を経過した日、又はその期間内に障害の状態が固定したときは、その日をいいます。〕

なお、認定日に、障害の程度が軽かった人が、その後65歳になるまでの間に障害が重くなり、障害等級表に該当した場合（これを事後重症といいます。）にも支給されます。

〈支給要件〉

保険料の納付状況が、初めて診療をうけた日（初診日）の前日で、次のいずれかに該当していること。

ア) 最近の1年間で、保険料をすべて納めている期間になっていること。

イ) 保険料の滞納期間が被保険者期間のうち3分の1以上とならないこと。

〈申 込〉

初診日における加入制度が国民年金である者	市町村役場
初診日における加入制度が厚生年金である者	社会保険事務所

〈その他〉

20歳前の傷病により20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級表1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある場合にも支給されます。

ただし、この場合本人の前年の所得が一定額以上にあるときは、支給制限されます。

（申込は市町村役場）

〈年金額〉 平成7年度

1級障害基礎年金 981,900円（月額81,825円）

2級障害基礎年金 785,500円（月額65,458円）

障害基礎年金をうける人に扶養されていた18歳未満の子または20歳未満で障害の程度が1級又は2級の子がいるときは、下記の額が加算されます。

子の加算額

第1子及び第2子 年額 226,000円

第3子以降 年額 75,300円

〈年金支給月〉

障害基礎年金の支払月は2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

(2) 特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して手当を支給します。

〈支給対象になる障害の程度〉

一	両目の視力の和が0.04以下のもの
二	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
三	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢のすべての指を欠くもの又は両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものを含む。）
四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
五	体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度のもの
六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
七	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
1	上記の障害が重複するもの
2	これらの障害と同程度以上と認められる程度のもの

〈支給制限〉

- ① 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます）。
- ② 身体障害者療護施設等の施設に入所している方。
- ③ 病院又は診療所に3ヶ月を超えて入院している方。

〈手 当 額〉 月額 26,230円（平成7年4月～）

〈支 給 月〉 手当の支払月は、2月、5月、8月、11月です。

〈認定申請〉 市福祉事務所又は町村役場

社会参加の促進

(1) 運転免許取得費用の補助

重度身体障害者が、自動車運転免許を取得するために茨城県指定教習所において要した費用について、補助します。

〈対象者〉

- ① 県内に住所地を有し1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 就労等のために免許を取得する方
- ③ 運転適正試験に合格した方

〈補助基準〉

教習費用のうち150,000円を限度として、その3分の2以内を補助します。
(必ず自己負担分があります。)

〈窓口〉

市町村

(2) 自動車改造費用の助成

重度の身体障害者が、就労等のため使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要があるときに、その費用を助成します。

〈対象者〉

1・2級の上肢・下肢又は体幹機能障害者で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する方。ただし、当該年度から起算して、過去5年間のうちに当該補助を受けていない者。

〈助成額〉

実費(10万円を限度)

〈実施主体〉

市町村

(3) 駐車禁止区域内の駐車許可

身体障害者手帳又は、療育手帳の交付を受けている歩行困難な方が使用中の車両について、申請により、駐車禁止除外車両として「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けたときは、県公安委員会が駐車を禁止した区域内でも、他の交通の妨げにならない限り必要最小限の駐車が可能になります。

〈対象者〉

- ① 下肢又は体幹機能障害者で5級以上の方
- ② 視覚障害で2級以上の方
- ③ 内部機能障害者で3級以上の方

・家族の運転でも認められる場合があります。

〈窓口〉警察署

(4) 郵便による不在者投票

在宅の重度身体障害者で選挙の投票に行けない方は、衆・参議院議員や県議会議員、知事・市町村長などの選挙の際、自宅で郵便による投票をすることができます。

〈対象者〉

- | |
|--|
| <p>① 1級、2級の両下肢、体幹、又は移動機能障害者の身体障害者手帳をもっている方</p> <p>② 1級、3級の心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害の身体障害者手帳をもっている方</p> <p>③ その他、前記と同程度の障害を有することを知事が証明した方</p> |
|--|

〈手続方法〉

郵便投票証明書の交付を受け、各選挙ごとにこの証明書を提示して、選挙の期日前4日までに投票用紙を請求してください。

〈窓口〉

各市町村選挙管理委員会

税金・公共料金等の減免

心身障害者本人や、心身障害者を扶養している方などに対して、税金の減免、公共料金等の割引などの制度があります。

(1) 国 税

	事 項	根拠法令条項	内 容	窓 口
所 得 税	障害者控除 (特別障害者 控 除)	所得税法 第79条	居住者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ・一般の障害者の場合(1人につき) (3～6級) 27万円 ・特別障害者の場合(1人につき) (1, 2級) 35万円	税務署 又 は 税 務 相 談 室
	同居特別障害者 扶 養 控 除 (所 得 税)	租税特別措置法 第41条の14 1項	同居している扶養親族又は控除対象配偶者が、特別障害者に該当する場合には、扶養控除又は配偶者控除に加えて30万円を所得金額から控除する。	
	地方公共団体が心 身障害者に関して 実施する共済制度 に基づいて受ける 給付の非課税	所得税法 第9条 1項③ハ 同施行令 第20条 2項	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金を非課税とする。	
相 続 税	心身障害者共済制 度に基づく給付金 の受給権の相続に おける非課税	相続税法 第12条 1項④	精神もしくは身体に障害のある者(心障害者)又はその者を扶養する者が条例の規定により地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続した場合、相続税を課さない。	同 上
	相続における障害 者控除	相続税法 第19条の4	身体障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、70歳に達するまでの1年につき6万円(特別障害者について12万円)を乗じた金額を税額から控除する。(63年1月1日以後相続した財産に係るもの)	
	特別障害者に対す る贈与税の非課税	相続税法 第21条の4	特別障害者扶養信託契約により特別障害者である受益者に対しては、信託受益権の価格が6,000万円までは、贈与税を課さない。	

(2) 地方税

	事 項	根拠法令条項	内 容	窓 口
住 民 税	障害者控除	地方税法 第34条 1項① 1項⑤	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が障害者（3～6級）である場合には、障害者1人につき26万円を控除する。	市町村 （県民 税は県 税事務 所）
	特別障害者控除	地方税法 第34条 1項① 1項⑤	納税義務者又はその控除対象配偶者、扶養親族が特別障害者（1、2級）である場合には、28万円を控除する。	
	非課税限度額	地方税法 第24条の5 1項③ 1項	障害者、未成年者、老年者又は寡婦であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が125万円以下の者については、住民税に係る所得割を税課さない。	
	同居特別障害者 扶養控除	地方税法 第34条 4項 3項	同居している扶養親族又は控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合には扶養控除又は配偶者控除に加えて21万円を所得金額から控除する。	
	心身障害者扶養共済制度に係る掛金の控除	地方税法 第34条 1項④ロ 1項④ロ 同施行令 第7条の14の2 第48条の7 2項	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得金額から控除する。	
事業税	重度の視力障害者のあん摩、はり等医業に類する事業税の非課税	地方税法 第72条 7項⑤ 同施行令 第13条	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力0.06以下の者）があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする。	県税 事務所

		障害の区分	障害の等級	窓 口		
○自動車税、軽自動車税の減免 地方税法 第162条 第454条	身 体	視 覚 障 害	1級から4級	県 税 事 務 所 (自動車 税・自 動 車 税 取 得 税) 市 町 村 (軽自 動 車 税)		
		聴 覚 障 害	2級及び3級			
		平 衡 機 能 障 害	3 級			
		上 肢 不 自 由	1級及び2級			
	障 害	下 肢 不自由	身体障害者が運転 する 場 合		1級から6級	
			生計を一にする者 が運転する場合		1級から3級	
	障 害	体 幹 不自由	身体障害者が運転 する 場 合		1級から3級及び5級	
			生計を一にする者 が運転する場合		1級から3級	
	○自動車取得税の 減免 地方税法 第699条の17	者	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害		上肢機能	1級及び2級
					移動機能	1級から6級
手 帳		心 臓 機 能 障 害	1級及び3級			
		じ ん 臓 機 能 障 害	1級及び3級			
		呼 吸 器 機 能 障 害	1級及び3級			
		ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級			
		小 腸 機 能 障 害	1級及び3級			
		音声言語機能障害(た だし、喉頭摘出によるもの)	3級			
療育 手帳		精 神 薄 弱 者	療育手帳の障害程度が「㊟」「A」			
条 件		1) 上記の方が所有する自動車を①自分で運転する場合 ②専ら上記の方のために家族が運転する場合 2) 自家用自動車(白ナンバー)に限ります。 3) 構造変更の有無は問いません。 4) 1人の身体障害者について1台に限ります。				
証 明	資格証明を受けて下さい。		福 井 県 事 務 所 市 町 村 役 場			

(3) 運賃の割引

1) 旅客鉄道株式会社（JR）運賃の割引

障害者の種別	乗車券	割引内容		割引率		
第1種 精神障害者	単独	普通	片道101キロ以上旅行のとき		5割	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	×		×	
	介護者つき (介護者は一名まで)	普通	障害者・介護者とも		5割	
		回数	障害者・介護者とも		5割	
		急行	障害者・介護者とも（特別急行券は除く）		5割	
		定期	障害者・介護者とも (注) 1. 障害者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売		5割	
第2種 精神障害者	単独	普通	片道101キロ以上旅行のとき		5割	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	×		×	
	介護者つき (介護者は一名まで)	普通	×		×	
		回数	×		×	
		急行	×		×	
		定期	障害者が小児 (12歳未満)の時	障害者	×	×
				介護者	通勤定期乗車券を発売	5割
		上記以外	×		×	

注1 身体障害者又は精神障害者が幼児の場合、小児乗車券を割引購入すれば介護も同様の割引の取扱がなされません。

注2 第1種、第2種の別については手帳に記載されています。

〈窓口〉 各駅等 身体障害者手帳又は療育手帳を提示して下さい。

2) バス運賃の割引

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	手帳所有者と第1種の障害者の介護者	5割
定期乗車券	鉄道に準じます	3割

〈窓口〉 各バス会社窓口等
身体障害者手帳又は療育手帳を提示して下さい。

3) 航空運賃の割引

内 容	利 用 で き る 方	窓 口	割 引 率	
日本航空、全日空空輸、日本エアシステム、南西航空、日本近距離航空の定期航空路線の国内線全区間	① 第1種身体障害者又は精神薄弱者は、身体障害者手帳又は療育手帳を提示すれば割引がなされます。	本人、介護者と も25%割引	各航空会社支店、営業所及び指定代理店 (12才未満を除く。)	
	② 下記の障害者（これより重度の方）が福祉事務所で証明を受けた場合、又は第1種以外の精神薄弱者は、本人に限り割引されます。			
	視 覚 障 害			4 級
	聴 覚 障 害			4 級
	平 衡 機 能 障 害			3 級
	音 声 機 能、 言 語 機 能、 又はそしゃく機能障害			3 級
	ぼうこう直腸機能障害			4 級
肢体不自由	下 肢 不 自 由	4 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	4 級		

4) 有料道路の通行料金の割引

対 象	① 身体障害者が自ら運転する自動車 ② 重度の身体障害者又は精神薄弱者が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車 (原則として、障害者と生計を一にする者が所有する自動車。ただし、営業用の自動車を除く。)
割 引 率	通行料金の半額
利 用 手 続	住所地を所轄する市町村に身体障害者手帳又は療育手帳、自動車検査証、免許証、印かんを持参すれば、手帳に押印（介護者運転のみ）、自動車登録番号等の記載を受けたうえで割引証が交付されます。

〈窓 口〉 市町村

5) タクシー料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をもっている方は県内の利用において、タクシー料金の割引が受けられます。

〈割 引 額〉 運賃及び料金の1割

〈割引申請〉 身体障害者手帳又は療育手帳の提示

- 〈適用区域〉 茨城県内
 〈実施主体〉 茨城県ハイヤー協会

(4) 公共料金の減免等

1) NHK受信料の減免

次の方はNHKの受信料が減免されます。ただし、福祉事務所又は市町村役場で申請書に証明を受ける必要があります。

〈対象者〉

全額免除	(1) 身体障害者がいる世帯で、市町村長が低所得であると認める世帯。 (2) 重度の精神薄弱者がいる世帯で、その世帯のすべての人が市町村民税非課税
半額免除	(1) 視覚障害者、聴覚障害者 (2) 肢体不自由者（1級、2級のみ）が世帯主の場合

2) 点字郵便物の無料取扱い等

区分	内 容	免 除	備 考
点字郵便物の無料扱い	点字郵便物および盲人用録音郵便物	無 料	盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発送するもの又は返送するものに限られます。 (3キログラムまで)
点字小包の減額	点字郵便物として差し出せない大型のもの等を小包にする場合	半 額	・ 3キログラムまで 書籍小包の半額 ・ 3キログラムを超えるもの 普通小包の半額
障害者用小包の減額	図書館から重度身体障害者に郵送する場合又は図書館に返送される場合	半 額	書籍小包の半額
定期刊行物の第三種郵便認可	心身障害者団体が発行する定期刊行物に対して第三種郵便物の認可条件の特例が設けられています。(1回の発行部数が500部以上あるもの)	※ 低料金第三種郵便物の扱いとなる	茨城県福祉部長又は福祉事務所長の証明が必要です。 〔集配郵便局の承認を受けなければならない。〕

※ 低料金第三種郵便物については、刊行物発行所在地の集配郵便局にお問い合わせください。

〈窓 口〉 郵便局窓口

3) 県立近代美術館の観覧料金の減免

身体障害者手帳又は療育手帳をもっている方は、県立近代美術館の観覧料金が減免になります。ただし、介護が必要な障害者の場合は、障害者1名につき介護者1名が無料になります。

〈減免額〉 全額（常設展、企画展）

〈減免申請〉 減免申請書、手帳、印鑑

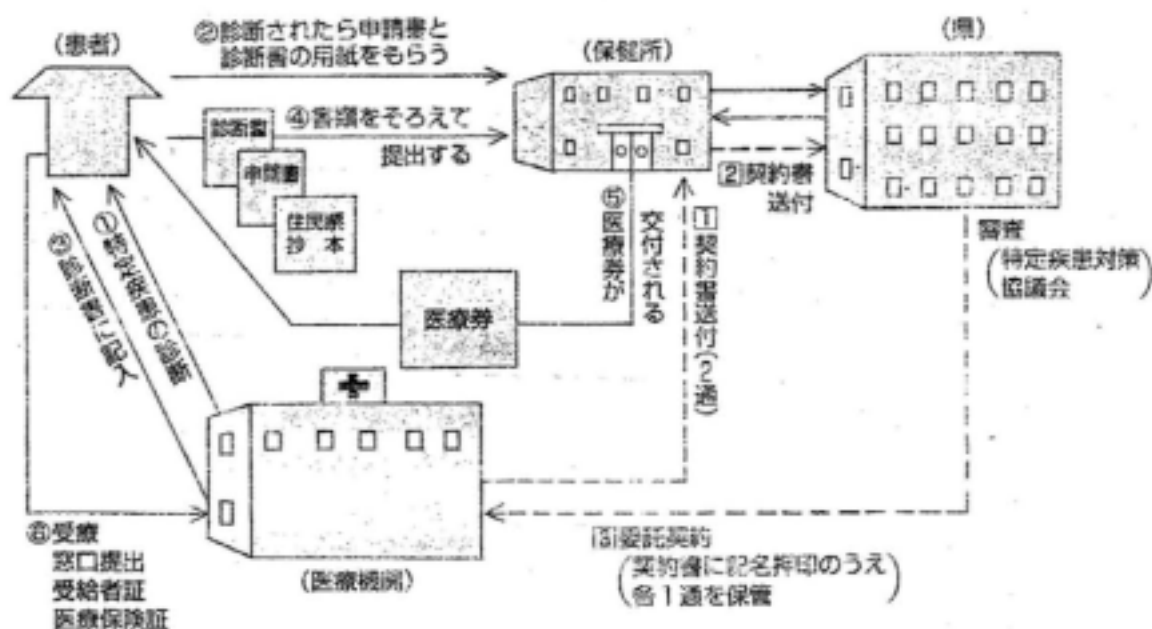
特定疾患公費負担制度

特定疾患は、治療がきわめて困難で、かつ医療費が高額である難病患者を対象に、医療の確立と普及を図る目的で、医療保険の自己負担分を全額公費負担する。いわゆる国が行う「特定疾患治療研究事業」制度です。

私たちのパーキンソン病（本態性、YahrのStage 3以上で生活機能症度Ⅱ、Ⅲ度のもの）この制度が対象に成ります。最寄りの保健所から「特定疾患医療券交付申請書」をいただき必要事項を記入の上、申請者の住所地を管轄する保健所を経由して知事に提出しますが、添付書類として、主治医の診断書（特定疾患治療研究患者診断書）及び住民票（抄本）が必要です。なお、申請書が受理され承認されると「特定疾患医療券」が交付されますが、有効期間は一年ですので引続き継続の申請が必要です。

又、この制度は、茨城県と委託契約を結んだ医療機関に皆さんの治療の研究を委託し、県と国がその費用を医療機関へ支払うことになっているので、万一、皆さんがかかっている医療機関が県と委託契約を結んでいない場合には、保健所に「委託契約書」がありますので、医療機関もって行って県と委託契約をして下さるよう依頼して下さい。（県外の医療機関の場合でも同じです）

〈委託契約及び公費負担申請の流れ〉



●在宅身体障害者(児)障害程度別福祉対策一覧表

医療・福祉	制度名	身体障害者手帳等級区分						障害区分			備	考	
		1	2	3	4	5	6	肢体	視覚	音声言語			内部
医療・福祉	補償員の交付・修理(国)							○	○	○	○		更生相談所の料定費(一部を除く)、一部負担有
	人工工門ストマ用器具の支給(県)							○	○	○	○		人工工門通設者で手帳交付を要けられない者、一部負担有
	更生医療費の給付(国)							○	○	○	○		18才以上、更生相談所の料定費、一部負担有、18才未満……育成医療
	医療福祉費の支給(県)							○	○	○	○		所得1千万円以下
	日常生活用具の給付・貸与(国)							○	○	○	○		浴槽、特設便台、点字タイプライター、一部負担有
	重度障害者(児)住老リアームの給付(県)							○					下駄又は特殊福祉印書者、70万円以内×3/4、特8別障害者手当の算出 期間標準用
	障害者住宅整備費金の料子補給(県)							○	○	○	○		3才を超えた利子、償還期間10年以内
	生活福祉資金の貸付(国)							○	○	○	○		生業費、支度費、技能習得費、住宅資金、利子3%
	ホームヘルパーの派遣(国)							○	○	○	○		一部負担有
	ガイドヘルパーの派遣(国)							○					一部負担有
年金・手当・給付	手話準仕員の派遣(国)												聴覚……2級、音声言語……3級
	盲導犬の給付(国)												就労要
	短期入所(ショートステイ)(国)							○	○	○	○		原則1日以内
	障害基礎年金(国)		1級	2級				○	○	○	○		1級……年 981,000円、2級……年 785,500円、子の加算有
	特別児童扶養手当(国)		1級	2級				○	○	○	○		1級……月50,350円、2級……月33,530円、20才未満の障害児 所得制限等有
	児童扶養手当(国)							○	○	○	○		扶養児童1人……月41,390円、2人目より……月5,000円、3人目より 1人につき月3,000円を加算、所得制限等有
	特別障害手当(国)							○	○	○	○		月26,230円、所得制限等有、当時特別の介護が必要な者に限る
	障害児福祉手当(国)							○	○	○	○		月14,270円、所得制限有
	在宅心身障害児福祉手当(国)							○	○	○	○		月3,040円程度、20才未満の障害児
	心身障害者扶養共済制度(国)							○	○	○	○		保護者65才未満(32人増)、掛金 1,400円～6,800円、 給付金51,000円又は40,000円

制 度 名	身体障害者手帳等級区分						障 害 区 分			考 考		
	1	2	3	4	5	6	肢体	視覚	聴覚		音声 言語	内臓
心身障害者福祉センター等で訓練を行う							○	○	○	○	○	心身障害者福祉センター等で訓練を行う
自動車運転免許取得費用の補助(国)							○	○	○	○	○	所得税額年32,400円以下、10万円まで補助
自動車改造費用の助成(国)							○	○	○	○	○	上肢・下肢・体幹のみ 所得制限あり
地域活動の促進(国)							○	○	○	○	○	からだの不自由な人びとの作品展、水(山)の遊い、盲人福祉学級、ろうあ者日曜教室等
オースマイト社会適応訓練(国)							○	○	○	○	○	人工こう門、人工ぼうこう道設置
福祉パスの運行(国)							○	○	○	○	○	無料、定員4名うち車いす専用座3
身体障害者スポーツ大会(国)							○	○	○	○	○	全国大会・県大会・各種スポーツ大会への選手派遣
在宅校原則制度							○	○	○	○	○	1・2級…海下夜又は体幹、1・3級…心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、腸
デイサービス事業(国)							○	○	○	○	○	実施主体…市町村、製作業・日常生活訓練等
点字広報等の発行(国)							○	○	○	○	○	点字図書・録音図書による情報の提供
字幕入りビデオライブラリー(国)							○	○	○	○	○	字幕入りビデオの貸出しによる情報の提供
所得税の障害者控除							○	○	○	○	○	1・2級…所得金額から55万円控除、3～6級…所得金額から27万円控除
市町村税、県民税の障害者控除							○	○	○	○	○	1・2級…所得金額から58万円控除、3～6級…所得金額から56万円控除
相続税の障害者控除							○	○	○	○	○	1・2級…課税対象額(70才に達するまでの年数×12万円) 3～6級… $(\quad) \times 6$ 万円
金領人事業税の免除 自動車税・自動車取得税・軽自動車税等の減免							○	○	○	○	○	年税額の1/2、所得制限あり 障害によって該当する等級が異なる
鉄道運賃の割引							○	○	○	○	○	第1種…座席及び介護者、第2種…車庫、割引率5割
国内航空運賃の割引							○	○	○	○	○	12才以上割引率2割5分
バス運賃の割引							○	○	○	○	○	普通乗車券…本人5割、定期乗車券…3割
NHK受信料の減免							○	○	○	○	○	全額免除と半額免除
郵便料金の減免							○	○	○	○	○	盲人用凸字郵便物及び盲人福祉施設から発受される盲人用郵便物の郵便料が無料
歴史館の入場料減免							○	○	○	○	○	介護者は2名まで
近代美術館の入場料減免							○	○	○	○	○	介護者は1名のみ、常設展のみ
有料道路通行料金の減免							○	○	○	○	○	5割以内、官用車は除く(介護者運転は重運のみ)
タクシー料金の割引							○	○	○	○	○	乗込席内における運賃及び料金の1割引
N T T番号案内の料金無料化							○	○	○	○	○	視覚障害者(1～6級)、肢体不自由(1～2級)

在宅精神薄弱者（児）障害程度別福祉対策一覧表

制 度 名		療 育 手 帳 障 害 程 度 区 分				備 考
		(A)	A	B	C	
家庭介護の援助	医療福祉費の支給(県)					所得1千万円以下
	日常生活用具の給付・貸与(国)					特殊マット、電動歯ブラシ、火災警報器、自動消火器、一部負担有
	重度障害者(児)住宅リフォームの助成(県)					70万円以内×3/4、所得制限有
	障害者住宅整備資金の貸付					利子3% 償還期限 10年以内
	家庭奉仕員の派遣(国)					一部負担有
	短期入所(国)					原則7日以内
年金・手当・共済制度	障害基礎年金(国)	1級	2級			1級…年981,900円 子の加算有 2級…年785,500円
	特別児童扶養手当(国)	1級	2級			1級…月50,350円 20才未満の障害児 2級…月33,530円 所得制限等有
	特別障害者手当(国)					月26,230円 所得制限有 常時特別の介護が必要な者に限る
	障害児福祉手当(国)					月14,270円 所得制限等有
	在宅心身障害児福祉手当(県)					月3,000円(補助基準)、20才未満の障害児
	心身障害者扶養共済制度(国)					保護者65才未満(加入時) 掛金1,400円～6,800円/月 給付金20,000円/月1口分
社会生活適応の促進	職親委託制度					1年間(更新可)
	精神薄弱者社会参加推進ホーム					15才以上、3年間 一部負担有
	心身障害者障害者生活ホーム					自立した生活を望む心身障害者
	精神薄弱者生活能力訓練事業					原則7日以内
	職場適応訓練委託制度					6ヶ月
	心身障害者社会適応訓練(県)					心身障害者福祉センター等で訓練を行う
	心身障害児(者)スポーツの集い(県)					

制 度 名		療 育 手 帳 障 害 程 度 区 分				備 考
		㉠	A	B	C	
税金・公共料金の減免	所得税の障害者控除					㉠・A…所得金額から35万円控除 B・C… “ 27万円控除
	市町村民税・県民税の障害者控除					㉠・A…所得金額から28万円控除 B・C… “ 26万円控除
	相続税の障害者控除					㉠・A…課税対象額 (70才に達するまでの年数×12万円) B・C…課税対象額 (70才に達するまでの年数×6万円)
	自動車税・自動車取得税 軽自動車税等の減免					㉠, Aの者のために使用している場合のみ
	N H K 受信料の減免					市町村民税非課税世帯
各種割引・減免等	鉄道運賃の割引					第1種…単独及び介護者 第2種…単独, 割引率5割
	国内航空運賃の割引					12才以上割引率2割5分
	バス運賃の割引					普通乗車券…本人5割, 定期乗車券…3割
	歴史館の入場料減免					介護者は原則1名まで
	近代美術館の入場料減免					介護者は1名のみ
	タクシー料金の割引					茨城県内における運賃及び料金の1割引
	有料道路通行料金の減免					㉠, Aの者の乗同している場合のみ5割以内 営業車は除く

全国パーキンソン病友の会茨城県支部発行